

附属資料

大山崎町第3次総合計画基本構想

第1章 まちづくりの基本方向

第1節 基本姿勢

今日、各地域が共通して抱える大きな課題として、環境の保全、循環型社会の形成、少子・高齢社会への対応、産業の活性化、地域個性の創出などがあります。

これらを解決するためには、たとえば、環境問題が経済性優先の生産活動や住民一人ひとりの生活の仕方に大きく関わっていることからわかるように、地域を構成する多様な主体が、その考え方や生活の仕方を見直しながら、皆で力を合わせて取り組む必要があります。

こうしたことから、21世紀初頭は、文明の大きな転換期とされ、自然との共生にもとづく新しい文明の創出が求められています。

そこで、わたしたち町民（住民、企業、各種団体など多様な主体）と行政は、これからの大山崎町のまちづくりに、次のような姿勢で取り組みます。

（1）本当のゆたかさを見直し、新しい文化を創り出すまちづくり

わたしたちは、生き方や暮らし方を含めてこれまで当然としていたことを見直し、本当にゆたかな生活とは何かを見直しながら、まちづくりに取り組みます。

そして、地域がかかえる身近な課題に取り組むことを通して、経済性優先に偏らない、自然との共生や心のゆたかさを大切にする新しい文化を育み、誇りと愛着をもてる地域個性ゆたかなまちづくりに取り組みます。

（2）町民と行政の協働によるまちづくり

わたしたちは、まちづくりを町民と行政との協働・共創により、取り組むものとします。そこで、その推進にあたっては、皆で情報を交換しあい、知恵を結集し、計画を練り、皆で力を合わせて課題に対応していくように努めます。

第2節 まちの将来像

大山崎町の個性と魅力は、「町民アンケート」等では、“天王山・淀川のゆたかな自然と歴史があり、どことなくやすらぎのある大都市郊外のまち”だとされています。また、本町の望ましい姿は、“自然のゆたかなうるおいのあるまち、福祉の充実したまち、健康と生きがいのあるあたたかなまち”だとされています。

これからの21世紀は、自然・歴史・文化を生かしながら、経済性だけでなく、自然との共生、安全と安心、交流とやさしさ、心のゆたかさ、地域個性などを主要なテーマとする時代になると想定されます。

そこで、本町の地域特性、まちづくりの基本課題、町民の意向・希望等をふまえて、21世紀初頭のまちの将来像を、次のように定めます。

天王山・淀川 歴史と文化

うるおいのあるまち おおやまざき

この将来像に向けて、次の6つの柱を設定します。

1. 多様な主体の参加・協働によるまちづくり
2. 環境との共生を志向する、快適でうるおいのある生活環境づくり
3. 三世代定住化に向けての体系的で安全な都市・生活基盤づくり
4. まちの持続可能な発展をささえる、心ある産業づくり
5. 笑顔とふれあいのある健康福祉のまちづくり
6. 地域に学び、個性ゆたかな文化を育む生涯学習のまちづくり

第3節 人口フレーム

本町では、昭和30年から人口増加傾向が顕著となり、昭和40年から昭和55年にかけては、円明寺地区に大規模団地が開発されたため人口が約4倍に増加し、この人口増加傾向は、昭和60年まで続きました。

人口構成をみると、大規模団地開発に伴って増加した比較的若い世代が定住し、高齢者となる時期を迎えたため、高齢者人口が急速に増加しています。

世帯構成をみると、核家族の子供が成人した後に転出する傾向にあることから、高齢者の夫婦のみの世帯の増加が顕著となっており、今後、高齢者のひとり暮らし世帯が増加するものと想定されます。また、加えて少子化が進行しています。

こうした現況に対し、住民の定住意向が強いこと及び親子が同居や近居することへの希望などをふまえ、住民や民間資本等との協働により、住民ニーズにあったゆとりある住宅の建替え・住替え等も想定しながら、ライフステージに応じた居住形態の確保を図ります。そして、少子・高齢化が進むなかで、子どもからお年寄りまでそれぞれの世代がゆとりをもって定住できるまちづくりをめざします。

しかし、平成17年以降、わが国は人口減少に転じ、経済の状況を見ると、グローバル化に伴う世界的な競争の激化と国内産業の空洞化、世界金融危機に伴う欧米の経済情勢の悪化、東アジアの経済成長など、大きく変動する厳しい世界情勢の中にあります。

また、人口増加期における都市への人口や諸機能の集中及び市街地の無秩序な外延化を見直し、それぞれの地域における人と環境にやさしいエコ・コンパクトシティに向けてのまちづくりが必要とされています。

大都市圏の外縁部に位置する本町は、こうした新たな社会経済情勢や厳しい財政状況をふまえて、改めてコンパクトなまちづくりを見直す必要があります。

一方、本町では住民や民間資本の協働による中層マンション等の建替えや、空家を減少させる住替えの進行などによる人口増加の可能性を考慮するとともに、現在、広域交通網の整備が着実に進行しています。

特に阪急京都線の新駅が、京都第二外環状道路との結節点に、平成24年度末完成を目標に事業化されたことに伴い、新駅周辺地域において子育て世代を主な対象とする住宅開発が進行しつつあり、平成25年頃から住宅開発に伴う人口増加がはじまるものと想定されます。

さらに、阪急新駅に近い円明寺が丘団地について、住民や民間資本の協働による建替えが進む可能性も高まっています。

そこで、人口増加に対応しながら、良好な居住環境のコンパクトなまちづくりを実現するとともに、急速な住宅開発ではなく、より緩やかな住宅開発によるさまざまな側面での均衡の保持を図るため、将来人口フレームを次のように設定します。

平成27年(2015年) 19,000人

第4節 土地利用構想

本町の町域に、自然環境保全ゾーン、居住ゾーン、工業・業務ゾーン、拠点ゾーンの4つのゾーンを設け、それぞれ次のように土地利用の方向性を設定します。(土地利用構想図参照)

[1] 自然環境保全ゾーン

このゾーンは、自然環境を美しく健全な状態で次世代に継承していくことができるよう、多様な主体の連携のもとにその保全に努めます。

また、このゾーンの遊歩道については、町内の回遊性のある緑道ネットワークとなるように図ります。

(1) 天王山エリア

天王山エリアについては、ゆたかな自然や多くの歴史史跡などを生かし、自然と歴史に親しみながら楽しめる体験学習やレクリエーションの場としての活用を図ります。

(2) 桂川河川敷エリア

桂川河川敷エリアについては、景勝を楽しみながら散策できる場とします。また、自然とふれあう体験学習の場、スポーツ・レクリエーションの場としての活用を図ります。

(3) 小河川エリア

河川の浄化・清掃に努め、多様な生物が生息可能な自然の再生を図るとともに、防災空間や親水レクリエーション空間としての活用を図り、地域の安全性、快適性等に資する空間とします。

[2] 居住ゾーン

このゾーンは、全域にわたって高齢者等に配慮しながら安全で快適な生活環境づくりに向けて、防災性の向上、都市・生活基盤の充実を図ります。

旧住宅エリアについては、自然や歴史と調和した個性ゆたかな地域文化が感じられる住環境の形成を図ります。

また、天王山の山裾に広がる風致地区内の住宅エリアについては、風致住宅エリアとして歴史・風致環境と調和した住環境の保全を図ります。

新住宅エリアについては、住民主体による再開発を促し、良好な住環境の形成を図るとともに、ライフステージに応じた住宅の確保が円滑にできるシステムの構築を図ります。

このゾーン内の市街化区域内農地については、ゆとりとうるおいのある自然環境をはじめ多くの公益的機能を担う空間として、その保全と活用に努めます。

【3】工業・業務ゾーン

このゾーンは、工業生産基盤の充実を図ります。また、企業との連携により、緑化等環境保全機能の充実や良好な景観の形成を図るとともに、地域に開かれた空間となるように図ります。

【4】拠点ゾーン

このゾーンは、都市機能の充実をめざして整備を進めます。

（1）シビックゾーン【A】

公共施設の集積を進め、行政サービスのセンターとします。

また、町民の自治活動や交流のセンターとし、まちづくりを担う多様な主体を支援する場とします。

（2）駅周辺エリア【B】

本町のエントランス・エリアとして地域個性ゆたかな空間の創出を図ります。

また、妙喜庵、離宮八幡宮、宝積寺、山崎聖天、大山崎山荘美術館などを活かした歴史・文化の薫り高い町並みの形成に努めます。

これと同時に、交通ターミナルとして商業機能を含めた多様な機能を充実するように図ります。

（3）インタージャンクション周辺エリア【C】

広域道路交通の結節機能の充実及び本町と乙訓・京都地域へのエントランス機能の充実を図ります。さらに、国営淀川河川公園との連携を図りながら、新たな都市機能の導入に努めます。

また、インタージャンクション周辺エリアと居住ゾーンとの調和に配慮し、その隣接部は緩衝地帯の形成に努めます。

（4）資源循環拠点エリア【D】

乙訓環境衛生組合処理場・洛西浄化センターの立地するエリアは、ごみの有効利用、廃棄物処理の廃熱利用、コ・ジェネレーション^{*}など、地域の資源循環に向けて省エネ・省資源を推進する拠点となるように図ります。

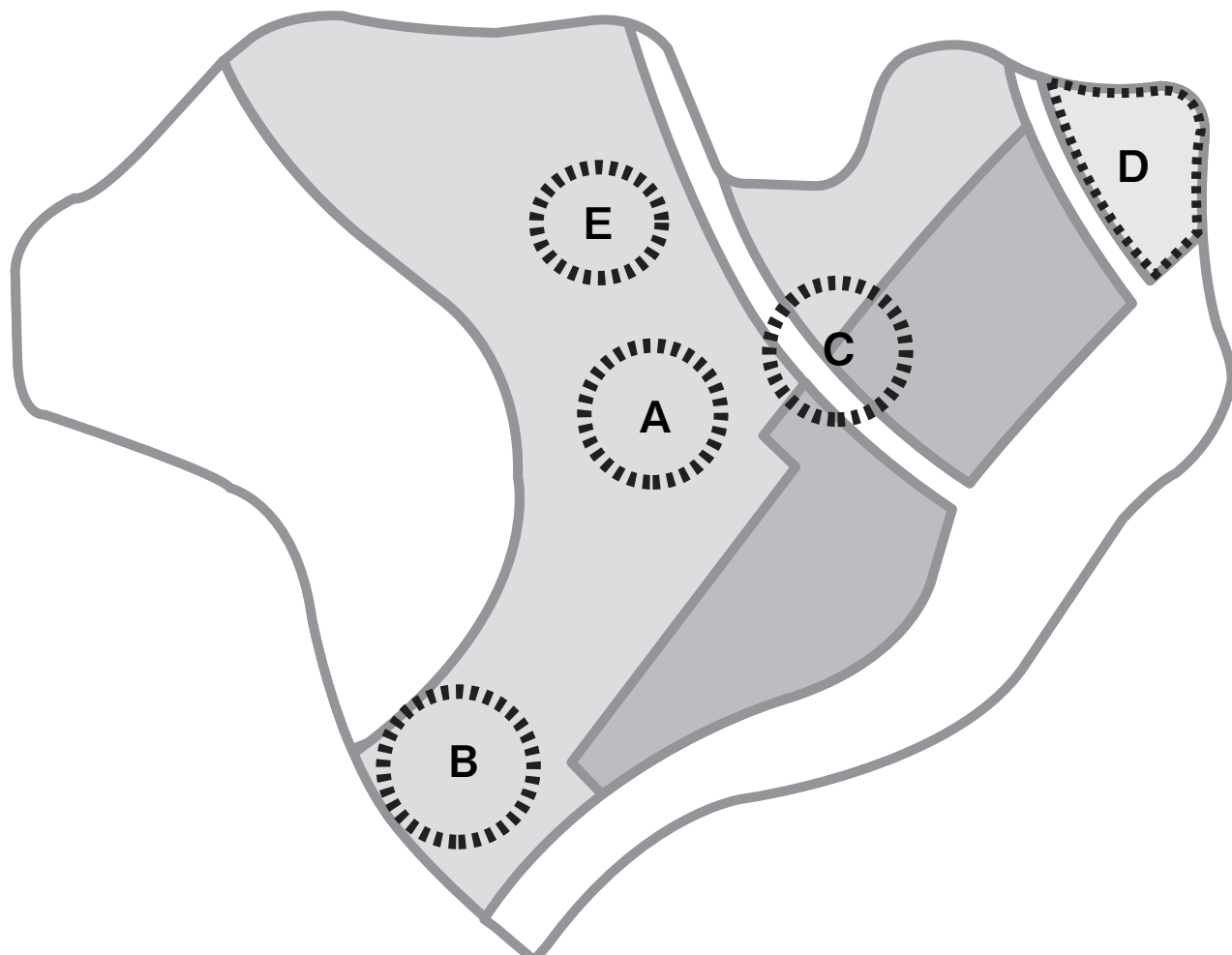
（5）新生活拠点エリア【E】


円明寺地区の中心エリアに、生活拠点の形成をめざします。

コ・ジェネレーション

発電により、電力と熱を同時に供給するなど、1種類のエネルギーから2種類以上のエネルギーを発生させるエネルギー供給のことです。バイオマスエネルギーの活用や都市ガスを用いた電力供給など、新しいエネルギー利用形態が注目されています。

図表 29 土地利用構想図



	自然環境保全ゾーン
	居住ゾーン
	工業・業務ゾーン
	拠点ゾーン

第2章 施策の大綱

〔1〕 多様な主体の参加・協働によるまちづくり

わたしたち町民と行政は、互いに協力し、それぞれの役割を果たしながら、まちづくりに取り組みます。このため、行政は、情報公開を進め、わかりやすい説明に努め、町民との間に対話を増やすことで信頼関係を築くように努めます。そして、急速に進歩する情報通信技術等を積極的に活用しながら町民参加を進め、これからの時代の大きな課題に、多様な主体の協働により取り組んでいきます。

また、行政は、町民のまちづくり活動を積極的に支援するとともに、地方分権や規制緩和の推進と相まって、国・府の政策と町行政の施策等を地域の実情に合わせて調整し、周辺市町とも協力・連携しながら、個性ゆたかなまちづくりに結びつけていくマネジメントを行います。また、厳しい財政状況のなかで、簡素で効率的な運営に努めます。

〔2〕 環境との共生を志向する、快適でうるおいのある生活環境づくり

わたしたちは、すこやかな生命を育む自然環境を美しく健全な姿で将来世代に継承していくよう、その保全と再生に努めます。このため、自然の営みと融和する人の営みのあり方を見直し、環境負荷の少ない事業活動やライフスタイルの循環型社会の構築に取り組みます。

また、天王山や淀川などの自然と彩りゆたかな歴史を生かし、個性ゆたかな、水とみどりあふれる生活環境の創出をめざします。

〔3〕 三世代定住化に向けての体系的で安全な都市・生活基盤づくり

わたしたちは、土地利用構想にもとづき、自然環境の保全を図りながら、市街化区域の体系的で安全性の高い、合理的な土地利用に取り組みます。また、自然や歴史を生かし、地域個性のある調和のとれた市街地の形成に努めます。

道路・交通や市街地整備にあたっては、これからの高齢社会に対応できるような環境や高齢者等に配慮しながら、安全性、利便性、快適性などの向上を図ります。

また、活力のあるまちに向けて若者の定住化を促進し、子どもからお年寄りまでそれぞれ世代が心地よく居住できる都市・生活基盤づくりに取り組みます。

【4】 まちの持続可能な発展をささえる、心ある産業づくり

わたしたちは、環境保全、少子・高齢化、IT推進など、これからの時代の課題への対応を新たな事業機会として活かし、産業の活性化を図ります。同時に、これまでの経済性追求に集中した産業活動を見直し、これからの少子高齢化が進行する社会での地域の持続可能な発展を確保するため、すべての産業分野において主体的に環境と地域社会に配慮することに取り組みます。

そして、地域に開かれた事業活動の展開により、企業と地域社会が相互に活性化するように図るとともに、人間性ゆたかな産業づくりに取り組みます。

【5】 笑顔とふれあいのある健康福祉のまちづくり

わたしたちは、少子高齢化が進むなかで、互いに尊敬しあい、ささえあい、安心して暮らせる、明るくすこやかな健康福祉のまちづくりに取り組みます。

将来世代の負担の増大を抑制するよう生涯にわたる健康づくりに取り組み、健やかに子どもが誕生し育つ環境づくりや、高齢者や障害者等が生きがいをもって社会参加ができる環境づくりを進めます。

また、介護を必要とする高齢者等については、できるかぎり住み慣れた地域社会で安心して暮らせるよう、行政・住民・事業者等の協働による保健医療福祉の基盤整備を進めます。多様な福祉サービスのニーズの増大が想定されるため、相互扶助活動やボランティア活動の活発化に取り組み、あたたかなふれあいのある福祉のまちづくりを進めます。

【6】 地域に学び、個性ゆたかな文化を育む生涯学習のまちづくり

わたしたちは、生涯学習にもとづいて自発的学習の活発化を図るとともに、地域の自然、歴史、産業、社会等の体験学習や課題への取り組みを通して、心ゆたかな新しい地域文化の創出をめざします。

学校教育、社会教育においても、住民それぞれの家庭においても、地域とのふれあいを通じて、生きる力、ゆたかな心、町への愛着などをはぐくむとともに、身近な課題について自ら考え、行動する問題対応能力の育成を図ります。

また、子どもを育む地域社会づくりを通じて、少子化社会における子育てや青少年の健全育成を支援します。

用語の説明

アメニティ

「環境の快適さ」の意味です。豊かな緑、清らかな水辺、さわやかな空気、静けさ、美しい町並み、歴史的な雰囲気などがアメニティの主たる構成要素と考えられています。

エイジレス・ライフ

高齢者が年齢にとらわれず、自由に生き生きとした生活を送ることを言います。

AED（自動体外式除細動器）

コンピュータによって、傷病者の心臓リズムを自動的に調べ、除細動（電気ショック）が必要かどうかを自動的に決定するとともに、どういう操作をすべきかを音声メッセージで指示してくれる機器です。除細動を行う必要があるときに限って、除細動の指示をだします。

法改正によって、一般市民でも心肺停止患者に対し、AEDを使い除細動を行なえるようになりました。

エコ・コンパクトシティ

少子高齢化に対応して公共交通、徒歩、自転車での日常の用事を済ませられる「人や環境に優しい集約型構造のまち」に転換を図ることを目的とし、暮らしをサポートする機能を中心に集約する環境負荷の少ない都市です。

エコミュージアムづくり

地域の自然、歴史、文化財などを本来ある場所で保全し、地域の案内機能をもつ中心となる施設と有機的につなぎ、地域をミュージアムとして機能させることです。

NPO（non profit organization）

非営利目的で自主的・自発的活動を行う民間団体のことです。平成11年に各種市民団体を支援するためのNPO法が施行され、行政や企業による対応がむずかしい地域の課題について、NPOによる取り組みが期待されています。

延焼遮断帯

市街地における火災の延焼を防止する役割を担う施設のこと。主に道路、鉄道、公園、緑道等の都市施設を骨格として活用し、必要に応じてこれらの施設とその沿道等に不燃建築物を組み合わせることで延焼遮断帯を構築します。

学社融合

学校教育と社会教育が、人材や施設等教育資源を

提供しあう学社連携をさらに進め、教育・学習活動に一体となって取り組むことです。

環境ISO

地球規模での環境保全意識の高まりを背景に、企業が環境保全のために経営指針や行動計画を制定し、環境マネジメントシステムを構築するよう、国際標準機構がその普及に取り組んでいる国際環境規格のことです。

環境美化監視員

大山崎町の環境美化の促進を図り清潔で美しいまちをつくることを目的に活動する者で、町内における環境保全の巡回監視（不法投棄、土砂埋め立て、野焼き等）、通報、不法投棄物の回収等を行ないます。

環境負荷

環境基本法では、環境への負荷とは「人の活動により環境に与えられる影響について、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう」とされています。日常生活に伴う環境負荷に関する調査では、生活活動毎にCO₂、NO_x、BOD、廃棄物などを環境負荷量として捉え、その低減の可能性が検討されています。

行政コスト

企業会計の費用に相当するもので、地方公共団体が行政サービスの提供のために要したコストを表します。ただし、企業会計のように営業費用、営業外費用などの分類ではなく、前述のとおりその性質により「人にかかるコスト」「物にかかるコスト」「移転支的コスト」及び「その他コスト」の4つに分類されます。

協働

地域がかかえる課題に対し、地域を構成する多様な主体で、共通の目的に向けて、お互い助け合い、協力し合ってこれに取り組むことです。今日の時代の要請として、個々人による利益追求社会から協働社会への転換が求められています。

グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

認知症高齢者や障害者等が、自宅に近い環境で独立した居室をもち、共同の居間や食堂で家庭的に生活することができ、できるだけ家事作業に参加することで残存能力の維持を図ることができる介護施設のことです。認知症高齢者のグループホームでの介護は、介護保険の対象となっています。

ケアマネジメント

介護が必要な者に対し、個々の解決すべき課題や状態に即した介護サービスが適切かつ効果的に提供されるよう、課題分析、介護サービス計画の作成、サービスの実行、サービスの継続的な管理・評価という一連の過程をいいます。

後期高齢者医療制度

75歳以上の「後期高齢者」全員が加入する公的医療保険制度で、平成20年度(2008年度)から新たな独立型の健康保険として開始しています。

コ・ジェネレーション

発電により、電力と熱を同時に供給するなど、1種類のエネルギーから2種類以上のエネルギーを発生させるエネルギー供給のことです。バイオマスエネルギーの活用や都市ガスを用いた電力供給など、新しいエネルギー利用形態が注目されています。

コミュニティ

地域社会において、住民の帰属意識や住民相互に連帯意識がみられる生活共同体のことです。

指定管理者制度

平成15年の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について、従来、公共的団体への「委託」に限定されていたものを、対象を民間事業者まで広げ、住民サービスの向上及び行政コストの縮減等を図るよう、地方自治体が指定する法人その他の団体に、その「管理の代行」を行なわせることができる制度。

シビックゾーン

公共施設等の集積した地域住民の都市生活のセンターとなるゾーンのことで、

シルバー人材センター

定年退職後において、就業を希望する高齢者に対して、地域社会に密着した臨時・短期的な仕事を提供する機関です。

事務事業評価システム

目的と手段を明確にし、成果指標等を用いて有効性又は効率性を検証する手法をいいます。

住区

計画の観点では、地区は、街区・住区・地区により構成されていると見なします。住区はいくつかの街区からなり、概ね小学校区程度の広がり度とまとまりのある区域で、1次生活圏に相当します。また、

地区はいくつかの住区からなり、2次生活圏に相当します。

スクラップ・アンド・ビルド

組織・事業の肥大化を防ぐため、部・室(課)それぞれのレベルにおける組織・事業単位数を増やさないことを前提とする基本原則。組織・事業を新増設する場合には、既存の組織・事業全体を見直し、それに相当するだけの既存組織・事業等を廃止するものとします。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動により、仕事をする上で不利益を与えたり、就業環境を悪くするなどの行為をいいます。

多文化共生社会

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくための社会です。

丹波層群と大阪層群上部・段丘

天王山を含む京都西山から能勢地域は、石炭紀～ジュラ紀(約3億～1.5億年前)の遠洋性岩類および陸源砕屑岩よりなる丹波帯の南部にあたります。岩石は泥質岩(頁岩、粘板岩)・砂岩・チャート、緑色岩類を主とします。

現在の天王山は、地質時代のごく新しい出来事により基盤岩石の山地と平地に分かれ、その境には、やわらかい大阪層群の上部層や段丘層よりなる丘陵や台地段丘の地形(80万～2万年前)がみられ、断層によって著しい変位を受けています。

出前講座

町職員が地域に出向いて、町の施策を説明する制度の1つです。

ドメスティックバイオレンス

夫婦間、恋愛関係にある男女間、その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為のことです。

ニート(NEET)

ニート(NEET)とは(Not Employment, Education or Training)の略で、「職についていず、学校機関に所属もしていず、そして就労に向けた具体的な動きをしていない」若者を指します。

認知症サポーター制度

平成17年、厚生労働省が始めた「認知症を知り地

域をつくる10カ年キャンペーン」の一環として推進する事業で、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を日常生活の中での支援をする制度。

ネットスーパー

スーパーマーケット等がインターネットで日用品や食料品の注文を受け、宅配するサービスのことで、

ノーマライゼーション

高齢者も若者も、障害者もそうでない人も、すべての人々が、自立した普通（ノーマル）の生活を送るため、ともに暮らし、ともに生き抜くような社会の実現を図ることです。この考え方にもとづいて、高齢者や障害者を施設入所により地域社会から隔離・分断することなく、住み慣れた地域や家庭の中でさまざまな障壁を取り除き、周囲の人々と同じように生活ができるよう条件を整えて支援し、あらゆる側面において健常者と同等の権利を保障し、ぬくもりのある福祉社会を創造する取り組みなどが進められています。

8020 運動

厚生労働省と日本歯科医師会が、「80歳になっても20本の歯を残そう」と提唱し、広く呼びかけている運動です。

パブリシティ

企業や団体などが、その製品・事業などに関する情報を積極的にマス・コミに提供し、マス・メディアを通して報道として伝達されるよう働きかける広報活動。

パブリック・コメント制度

行政が事前に案を提示し、広く町民等から意見や情報等を公募する制度です。

バリアフリー（ユニバーサルデザイン）

高齢者や障害者等が不便を感じないで日常生活ができるよう、障壁（バリア）となってしまう要因を取り除くという意味で使用されます。

また、ユニバーサルデザインとは、設計の段階から誰もが利用可能であるようにデザインすることです。

プロジェクト

研究や開発の目的を達成するための計画で、多様化、複雑化、細分化が進む現代の社会的状況において、目的とかがわるあらゆる領域のことを統合する性格をもちます。

ボランティア・ポイント制度、地域貨幣

ボランティア・ポイント制度は、ボランティア活動の参加者がポイントを受け取り、このポイントによってさまざまな特典が得られるようにする制度です。ポイントを地域内で使える貨幣の機能をもたせたものが地域貨幣です。

ライフスタイル

衣・食・住などの生活様式をはじめ、職業・居住地等の選択、社会との関わり方などを含む広い意味での「暮らし方」「生き方」のことです。

リカレント教育

リカレントとは循環することを意味します。一度社会に出た人の学校への再入学を保証し、学校教育と社会教育を循環的にシステム化することによる生涯教育構想のひとつです。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

生涯を通じて、とくに女性の健康の自己決定を保障するとともに、これをすべての人々の基本的人権として位置づける理念のことです。

リラクゼーション設備

リラクゼーションとは、弛緩し、くつろいだ状態となることで、現代社会に生活する人々の過剰なストレスを解消するために、さまざまなリラクゼーションの方法が開発されています。

ワークショップ

まちづくりにおけるワークショップとは、地域の問題や課題について、参加者が共同で作業しながら多種多様な考えを話し合っ、その対応策や解決策についての合意を形成していく一連の活動のことです。

大山崎町総合計画審議会条例

昭和 60 年 4 月 1 日
条例第 1 号

(設置)

第 1 条 大山崎町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、本町に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、町長の諮問機関として大山崎町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、大山崎町総合計画の策定に関する事項について調査及び審議を行い、町長に答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 町内各種団体の代表者
- (4) 一般町民
- (5) その他町長が適当と認める者

3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を総理し代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 6 条 町長は、審議会に専門事項を調査させるため必要があると認めるときは、専門委員を委嘱することができる。

2 前項において町長は、第 3 条第 2 項第 1 号に規定する学識経験を有する者を専門委員に委嘱することができる。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(専門部会)

第 7 条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

(意見の聴取)

第 8 条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、町長の定める部において所掌する。

(その他)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 17 年条例第 1 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年条例第 5 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

大山崎町総合計画策定に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、大山崎町の総合計画策定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「総合計画」とは、大山崎町の未来を体系的に実現させ、理想的な町に発展させるために策定する町政の総合計画をいい「基本計画」及び「実施計画」からなるものとする。

2 「基本計画」とは、町政の基本的かつ総合的な重要事項について作成する計画をいう。

3 「実施計画」とは、基本計画の実施に必要な事務事業の具体的計画をいう。

第2章 策定委員会

(策定委員会の組織)

第3条 総合計画を策定するため、大山崎町総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

2 策定委員会は、副町長、教育長及び町職員から町長が任命するものをもって組織する。

(策定委員会の職務と権限)

第4条 策定委員会の職務と権限は、次のとおりとする。

(1) 総合計画の立案

(2) 各専門部会を掌理すること。

(3) その他、総合計画策定に関する必要な事項の決定に関すること。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長をおく。

2 委員長及び副委員長は、町長の指名するものをもってあてる。

3 委員長は、会務を総理し委員会を招集しこれを代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第3章 専門部会

第6条 策定委員会に補助機関として専門部会を置く。

2 専門部会は、次に掲げる者のうちから町長が任命し、又は委嘱したのものをもって組織する。

(1) 策定委員会の委員

(2) 町職員

(3) その他町長が適当と認める者

3 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長は、部会を掌理し、部会を招集し、これを代表する。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、これを代理する。

5 部会長及び副部会長は、部会構成員のうちから町長が指名する。

6 専門部会は、総合計画策定の基礎となる資料の収集調査、研究及び当該部門の計画試案の作成にあたる。

(専門部会の種類)

第7条 専門部会は、次のとおりとする。

(1) 行財政計画部会

(2) 建設・産業計画部会

(3) 社会文教計画部会

(専門部会の相互調整)

第8条 委員長は、各専門部会の相互調整をはかる必要のある場合又は部会長から要請のあった場合は、第6条第4項の規定にかかわらず、2以上の専門部会の会議を招集することができる。

第4章 事務局

(事務局)

第9条 策定委員会に事務局を置く。

2 事務局は、総合計画に関する事務を所管する部局が担当する。

3 事務局に局長を置くものとし、町長が任命する。

4 局長は、事務局の事務を掌理し事務局を代表する。

5 事務局は、委員長の命を受けて策定委員会に関する事務を処理する。

第5章 総合計画の策定

(総合計画)

第10条 専門部会長は、策定委員会において定められた期日までに必要な資料を添えて、当該部門の計画試案を事務局を経由して委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、前項により提出された各試案について策定委員会に付議し、総合計画案を策定し町長に報告しなければならない。

(資料の提出)

第11条 各担当部局の長は、策定委員会又は専門部会から資料の提出を求められた場合は、これをすみやかに提出しなければならない。

(基本計画)

第12条 基本計画は、15年とし5年を経過するごとに検討を加え、情勢の推移に適合するように策定しなければならない。

2 基本計画は、前項による場合のほかは特別な理由がないかぎりこれを変更することができない。

(実施計画)

第13条 実施計画は、3年とし1年経過するごとに検討を加え、さらに1年を追加し実施率を高めるよう策定しなければならない。

2 実施計画は、次の各号のいずれかに該当する場合のほかは、これを変更することができない。

(1) 基本計画が変更されたとき。

(2) 国又は府の計画変更により著しく事務事業量の増減が生じたとき。

(3) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。

(4) その他町長が必要と認めるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年規則第13号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則(平成3年規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年規則第7号)

1 この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則(平成9年規則第20号)

この規則は、平成9年7月1日から施行する

附 則(平成11年規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年規則第12号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年規則第1号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

諮 問 書

2 大山総第 1637 号
平成 23 年 1 月 14 日

大山崎町総合計画審議会
会 長 今 川 晃 様

大山崎町長 江下 傳明

大山崎町総合計画の諮問について

大山崎町第 3 次総合計画基本構想の一部改正及び第 3 期基本計画を別添案のとおり定めることについて諮問します。

答 申 書

平成 23 年 2 月 17 日

大山崎町長 江下 傳明 様

大山崎町総合計画審議会
会 長 今 川 晃

大山崎町第 3 次総合計画第 3 期基本計画等について
(答申)

平成 23 年 1 月 14 日付け、2 大山総第 1637 号にて諮問のあった標記のことについて、本審議会は、大山崎町総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、慎重に審議した結果、おおむね妥当と認め別添の審議会のまとめをもって答申とします。

大山崎町総合計画 審議会委員名簿

氏 名 等		備 考
今川 晃	同志社大学政策学部教授	会 長・部会長 (行財政・社会文教計画部会)
有賀正晃	町都市計画審議会代表	部 会 長 (建設産業計画部会)
木村三壽壽	京都がくえん幼稚園長	(行財政・社会文教計画部会)
南 顕融	町教育委員代表	(行財政・社会文教計画部会)
小泉 博	町農業委員会代表	(建設産業計画部会)
邑楽吉計	町商工会代表	(建設産業計画部会)
今井登美子	町三つ和母子会代表	(行財政・社会文教計画部会)
本多幸雄	町社会福祉協議会代表	(行財政・社会文教計画部会)
木村彰夫	町長寿会連合会代表	(行財政・社会文教計画部会)
山本和俊	町民代表（公募委員）	(建設産業計画部会)
原田八郎	町民代表（公募委員）	(行財政・社会文教計画部会)
太田 稔	乙訓医師会代表	(行財政・社会文教計画部会)
大井義孝	連合乙訓地域協議会代表	(建設産業計画部会)
小林裕明	京都府山城広域振興局副局長	(行財政・社会文教計画部会)
斉藤 修	京都府乙訓土木事務所長	(建設産業計画部会)
小泉興洋	町議会議員（議長）	副 会 長 (建設産業計画部会)
安田久美子	町議会議員（副議長）	(行財政・社会文教計画部会)
森田俊尚	町議会議員（総務産業厚生常任委員長）	(行財政・社会文教計画部会)
朝子直美	町議会議員（建設上下水道文教常任委員長）	(建設産業計画部会)

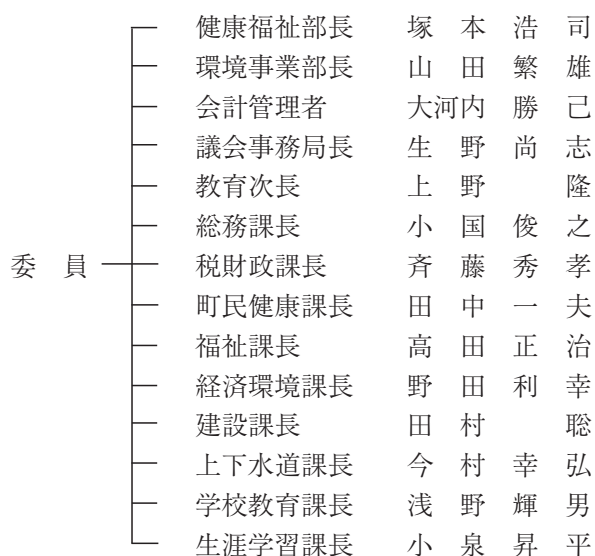
平成 23 年 1 月 14 日現在、敬称略、順不同

【事務局（総務部総務課）】

事務局長 堀井正光（総務課参事）
 事務局員 大西博之（総務課主幹）
 中村茂樹（総務課主事）

大山崎町総合計画 策定委員会組織図

委員長 — 教育長 塩見正弘
副委員長 — 総務部長 矢野雅之



【事務局（総務部総務課）】

事務局長 堀井正光（総務課参事）
事務局員 大西博之（総務課主幹）
中村茂樹（総務課主事）

平成 22 年 6 月 22 日現在

大山崎町総合計画 策定委員会専門部会組織

(平成 22 年 6 月 22 日現在)

1. 行財政計画部会 (委員名簿)

(部会長) 矢野 雅之 総務部長
 (副部会長) 大河内勝己 会計管理者
 (部会員) 小国 俊之 総務課長
 (部会員) 斉藤 秀孝 税財政課長
 (部会員) 本部 智子 総務課秘書広報係リーダー
 (部会員) 山元登志夫 税財政課参事兼課税係リーダー
 (部会員) 五十嵐弘司 税財政課主幹兼収納係リーダー
 (部会員) 西村 淳 税財政課主幹兼財政管財係リーダー
 (部会員) 橋本良二郎 会計課会計係リーダー
 (公募委員) 笹田 和彦 町民代表
 (公募委員) 速水紘八郎 町民代表

2. 建設・産業計画部会 (A) (委員名簿)

(部会長) 山田 繁雄 環境事業部長
 (副部会長) 今村 幸弘 上下水道課長
 (部会員) 田村 聡 建設課長
 (部会員) 小林 勉 建設課主幹
 (部会員) 久米 静彦 建設課地域整備係リーダー
 (部会員) 野中 久嗣 建設課都市計画係リーダー
 (部会員) 沼田 亨 上下水道課参事
 (部会員) 皿谷 吉彦 上下水道課参事兼業務・府営水道係リーダー
 (部会員) 木村 義造 上下水道課上水道係リーダー
 (部会員) 阪口 純一 上下水道課下水道係リーダー
 (公募委員) 速水紘八郎 町民代表
 (公募委員) 山本 和俊 町民代表

3. 建設・産業計画部会 (B) (委員名簿)

(部会長) 野田 利幸 経済環境課長
 (副部会長) 辻野 学 総務課主幹兼総務係リーダー
 (部会員) 米原 三裕 経済環境課主幹兼清掃環境係リーダー
 (部会員) 小畠 雅男 経済環境課経済観光係リーダー
 (部会員) 内藤 治男 総務課参事 (乙訓消防組合大山崎署)
 (部会員) 中河原正明 総務課主幹 (乙訓消防組合大山崎署)
 (公募委員) 池田 弘 町民代表
 (公募委員) 小泉 満 町民代表
 (公募委員) 竹内 碩 町民代表

4. 社会文教計画部会 (A) (委員名簿)

(部会長) 塚本 浩司 健康福祉部長
 (副部会長) 田中 一夫 町民健康課長
 (部会員) 高田 正治 福祉課長
 (部会員) 古川 雅美 町民健康課主幹兼保険医療担当リーダー
 (部会員) 五十嵐聖子 町民健康課主幹兼健康増進係リーダー
 (部会員) 久貝 茂 町民健康課窓口・年金係リーダー
 (部会員) 山岡 剛 町民健康課高齢者福祉担当リーダー
 (部会員) 大槻 貴子 町民健康課保健センター所長
 (部会員) 藤井 正樹 福祉課社会福祉係リーダー
 (部会員) 蛭原 淳 福祉課児童福祉係リーダー
 (部会員) 山下美喜子 福祉課町保育所長
 (部会員) 飯山 一隆 福祉課社会福祉係長
 (公募委員) 深井 忠義 町民代表
 (公募委員) 村本 茂子 町民代表
 (公募委員) 山口 允巳 町民代表

5. 社会文教計画部会 (B) (委員名簿)

(部会長) 上野 隆 教育次長
 (副部会長) 小泉 昇平 生涯学習課長
 (部会員) 浅野 輝男 学校教育課長
 (部会員) 宮田 泰子 学校教育課学校教育係リーダー
 (部会員) 林 亨 生涯学習課主幹兼生涯学習係リーダー
 (部会員) 古閑 正浩 生涯学習課文化芸術係リーダー
 (部会員) 谷口 了 生涯学習課スポーツ振興係リーダー
 (部会員) 東 輝昭 生涯学習課中央公民館館長補佐
 (部会員) 福島 克彦 生涯学習課歴史資料館館長補佐
 (公募委員) 山本 和俊 町民代表
 (公募委員) 永田 正明 町民代表

事務局 (総務部総務課)

(総務課参事) 堀井 正光 事務局長
 (総務課主幹) 大西 博之 事務局員
 (総務課主事) 中村 茂樹 事務局員

大山崎町第3次総合計画第3期基本計画 策定経過

年 月 日	事 項
平成 22 年	
1 月 15 日	町民アンケート実施
1 月 15 日	事業所アンケート実施
3 月 17 日	まちづくり講演会実施
3 月 19 日	住民によるまちづくり懇談会実施（町民と行政の協働のしくみづくり）
3 月 23 日	// （生活交通、防犯・防災など、安全で安心できるまちづくり）
3 月 24 日	// （少子高齢化に対応するまちづくり）
3 月 25 日	// （環境の保全とアメニティづくり）
3 月 26 日	// （広域交通網の整備と町の活性化）
6 月 22 日	計画策定委員会（第1回）及び専門部会の設置 行財政部会（第1回）
6 月 23 日	社会文教A部会（第1回）
6 月 25 日	建設産業B部会（第1回）
6 月 28 日	社会文教B部会（第1回）
7 月 1 日	建設産業A部会（第1回）
7 月 6 日	建設産業B部会（第2回）
7 月 7 日	社会文教A部会（第2回）
7 月 8 日	建設産業A部会（第2回） 行財政部会（第2回）
7 月 9 日	社会文教B部会（第2回）
7 月 20 日	建設産業B部会（第3回）
7 月 21 日	社会文教B部会（第3回） 行財政部会（第3回）
7 月 22 日	建設産業A部会（第3回） 社会文教A部会（第3回）
7 月 27 日	社会文教A部会（第4回）
7 月 28 日	建設産業B部会（第4回）
7 月 29 日	建設産業A部会（第4回） 行財政部会（第4回）
7 月 30 日	社会文教B部会（第4回）
8 月 3 日	計画策定委員会（第2回）
8 月 11 日	計画策定委員会（第3回）
8 月 17 日	計画策定委員会（第4回）
8 月 26 日	計画策定委員会（第5回）
8月1日～8月31日	パブリックコメントの実施
12月11日	町長ヒアリング
平成 23 年	
1 月 14 日	審議会（第1回） 第3次総合計画第3期基本計画案の諮問及び説明 審議会の運営について審議
1 月 20 日	建設産業計画部会（第1回） 行財政・社会文教計画部会（第1回）
1 月 28 日	建設産業計画部会（第2回） 行財政・社会文教計画部会（第2回）
2 月 3 日	建設産業計画部会（第3回） 行財政・社会文教計画部会（第3回）
2 月 17 日	審議会（第5回） 第3次総合計画第3期基本計画案総括審議・答申

おおやまざきまちづくりプラン 2015

**大山崎町第3次総合計画
第3期基本計画**

発行日 平成 23 年 3 月

発 行 大山崎町

編 集 大山崎町総務部

〒 618-8501 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目 3 番地

tel:075-956-2101 fax:075-957-1101

<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp>